

証券コード 7745

2022年2月10日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号

株式会社エー・アンド・デイ

代表取締役 森島 泰信

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控え下さいますよう強くお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によって議決権を行使する場合には、お手数ながら、2022年2月25日（金曜日）午後6時（営業時間の終了時）までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月28日（月曜日）午後1時30分
（受付開始予定時刻：午後0時30分）
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマート
5階コンファレンスルーム ルーム4
（末尾の「会場のご案内」をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
第1号議案 株式交換契約承認の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件

以 上

株式会社ホロンの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト（アドレス <https://www.aandd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <https://www.aandd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議案の詳細は4頁から44頁の「株主総会参考書類」をご参照ください。

なお、2022年2月11日（金曜日）午前5時から2022年2月14日（月曜日）午前5時までの間は、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイトおよび「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。



株主総会にご出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示の上、2022年2月25日（金）までに到着するようご返送ください。



インターネット等で議決権行使する方法

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
行使期限は2022年2月25日（金）午後6時00分です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

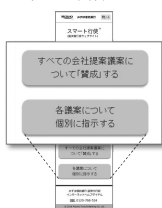
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

なお、2022年2月11日（金曜日）午前5時から2022年2月14日（月曜日）午前5時までの間は、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイトおよび「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

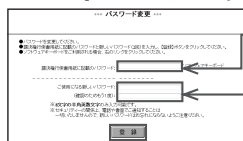
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 株式交換契約承認の件

当社は、2021年11月29日開催の取締役会において、株式会社ホロン（以下「ホロン」といい、当社及びホロンを総称して「両社」といいます。）との間で、持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決定いたしました。これに伴い、当社は、同日開催の取締役会において、2022年4月1日を効力発生日として、ホロンとの間で、当社を株式交換完全親会社、ホロンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換については、両社それぞれにおいて、2022年2月28日開催予定の臨時株主総会にて承認を受けた上で、2022年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として行うことを予定しております。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の背景及び目的等

当社は1977年5月に電子計測器メーカーとして、ホロンはその8年後の1985年5月に電子ビーム微小寸法測定装置メーカーとして、それぞれ創業しました。

当社は、A/D・D/A変換テクノロジー（アナログ量を変換する変換技術を示します。）を基幹技術とし、計測・計量機器事業及び医療・健康機器事業を事業分野として、世界各地に拠点を設けて事業を拡大してまいりました。当社の計測・計量機器事業の主な製品は、(ア) 計測制御シミュレーションシステム、(イ) 半導体の電子基板を作成する露光装置に利用され、半導体の超微細な加工を実現する電子銃、及び露光装置向けのD/A変換器（デジタル／アナログ変換器）、(ウ) 各種製品に様々な負荷を与えることで当該負荷に対する耐性等を観察すること等を目的とする試験機、(エ) 環境計測機器、(オ) 電子天秤及び台秤、(カ) 荷重、圧力、トルク、引張等の動的現象計測等に適したインジケータ、(キ) 物の個数をはかるカウンティングスケール、(ク) 力量の大きさを電子信号に変換するロードセル等です。当社の医療・健康機器事業の主な製品は、(ケ) 家庭用デジタル血圧計、(コ)

血圧監視装置、(サ) 全自動血圧計、(シ) 精密体重計、(ス) 超音波吸入器等であります。

半導体製造装置に関し、当社は、創業以来、電子ビーム露光装置向けD/A変換器を、主にマスクの製造装置メーカーに対して供給してまいりました。近年、半導体は大容量化及び微細化が進んでおり、これに伴い光源もレーザービームから電子銃が作り出すより波長の短い電子ビームへと移行しております。当社は、早くからこの電子銃の開発に取り組んでおり、高出力と安定性をそなえた製品を市場に送り出してまいりました。また、この電子ビームの照射方向を制御するビーム偏向回路の提供も行っており、それを可能にしているのが、創業以来の基幹技術であるA/D・D/A変換テクノロジーを応用した、高性能な超高速・高精度D/A変換器（DAC）（電子ビーム露光装置向けD/A変換器）です。また、そのような高性能を実現するため、当社は、高電圧電源装置技術や電子ビームの鏡筒技術等の要素技術（各種製品の開発に必要となる基本的技術）も磨いてまいりました。

ホロンは、電子ビームのコア技術を基に、電子顕微鏡を応用した半導体検査装置であるCD-SEM（Critical Dimension-Scanning Electron Microscope。狭い間隙を測定する走査型電子顕微鏡で、フォトマスク（半導体の原板となる石英ガラス基板）のパターンの2点間の距離を正確に計測するもの。また、設計データとの比較差をデータ化する技術等が搭載されたものもあります。）及びDR-SEM（Defect Review SEM。X線を用いて欠陥物質分析ができる走査型電子顕微鏡。）を主力商品として提供しており、東アジア地域を中心に事業を拡大してまいりました。また、ホロンは、その他電子ビームのコア技術により鏡筒を提供しております。ホロンは、電子ビーム応用技術を用いて半導体製造工程における計測・検査のソリューションを提供し、多様な顧客の要望に対して最適なソリューションを提供できるよう、多角的な技術開発を積極的に進めていく予定です。

当社は、ホロンの創業直後からホロンに対して資金の提供を行い、その後2008年には、ホロンとの間で資本業務提携を行い、ホロンを持分法適用会社としたうえ、2018年には、ホロンの普通株式（以下「ホロン普通株式」といいます。）に対する公開買付けを実施し、ホロンを連結子会社としてまいりました。また、資本関係のみならず、折に触れて技術面での交流を図り、当社が有する上記の超高速・高精度D/A変換器等の技術を提供してホロンが主導する次世代半導体検査装置の開発を共同で行う等、30数年余りに亘って事業パートナーとして関係を深めてまいりました。

一方、昨今、両社の事業環境は大きく変化しております。具体的には、当社の計

測・計量機器事業では、自動車産業関連でカーボンニュートラルに向けた対応のため、内燃機関に対する投資が先細りになると見込まれる一方で、EV（電気自動車）に関する投資が大幅に増加しており、また、医療・健康機器事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに遠隔医療に係る需要が増大しております。

ホロンが主戦場としている半導体産業においては、次世代通信技術である5G、あるいはIoT、さらにはデータを蓄積利用するためのAI化されたデータセンターを通じて益々の発展が見込まれており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的なPCやタブレット端末の需要増加、クラウドサービス等のインフラにかかる設備投資需要の高まり等から、一層の事業拡大のチャンスを迎えている一方で、今後の微細化技術の高度化のため、半導体製造装置（EUV露光）の高度化に対応していく必要があります。一層高度な技術が求められ、次世代機の開発に向けた研究開発をさらに推し進める必要が生じております。

当社及びホロンは、こうした事業環境の変化に対して両社が適切に対応し、両社の持続的な発展を実現するために、両社の経営資源を有効活用して企業価値を向上させる方法を協議・検討してまいりました。

具体的には、当社及びホロンは、2021年5月上旬以降、両社の経営統合を含むより踏み込んだ協業の可能性やその方法について協議を行いました。その後、当社は、上記の事業環境の中、両社の協業によるシナジーを拡大するためには、両社の経営資源の有効活用及び意思決定の迅速化がより一層重要になると考える一方で、ホロンの経営の自主性を維持する観点から、2021年9月15日に、ホロンに対して、本経営統合の提案（以下「本提案」といいます。）を行いました。

両社は、その後協議を重ね、両社が、それぞれの顧客との良好な関係を維持するとともに、お互いの企業文化や独立性を保ちつつ、両社の重複する業務はできる限り効率的に集約できる経営体制を構築し、ひいては両社を含むグループ全体の企業価値向上を図るためには、グループ経営管理機能及び資産管理機能を持つ持株会社のもと、各事業会社がそれぞれの事業会社としての機能を保持する本経営統合を行うことが最適であると判断するに至りました。

両社は、本経営統合により、両社がそれぞれの強みを活かしながら、これまで以上にグループとしての方向性を合わせ、変化する事業環境に迅速に対応できる体制を構築し、課題解決を図ることが可能になると考えております。具体的には、本経営統合によって持株会社体制を構築することにより、以下に記載する、①グループ戦略機能の強化、②グループ経営資源の有効活用、及び③利害関係者の価値最大化

を図ってまいります。

① グループ戦略機能の強化

グループとしての企業価値向上のためには、グループの目標及び各社の役割をより明確にし、グループの意思決定機能の強化と企画・立案、実行機能の強化が求められます。具体的には、持株会社は経営戦略の統合機能及び資産管理機能に特化し、各事業会社はそれぞれの専門事業を推進できる社内体制を整備し、各事業会社の権限と責任を明確にしてそれぞれの役割に専念できる体制づくりを行ってまいります。また事業環境の変化に応じたグループ内の組織再編等の施策を柔軟に行うことにより、成長を持続・加速し、グループの企業価値の更なる向上が可能になります。

② グループ経営資源の有効活用

経営資源をグループ内で有効に配分することで、経営効率の一層の向上を目指すことが可能になります。具体的には、人材交流の促進等による人材配置の最適化の実現を通じて、経営資源を成長が見込める事業分野や事業会社に集中することにより、グループ全体の収益性向上が可能になります。

③ 利害関係者の価値最大化

グループ戦略機能を持つ持株会社のもと、各事業会社がグループ全体の成長に貢献することでグループシナジー効果を発揮することにより高い付加価値を提供し、株主、取引先、従業員をはじめとする利害関係者にとっての価値の最大化を図ってまいります。なお、構造的に利益相反の問題が生じ得る親子上場は、本株式交換に伴いホロンが当社の完全子会社となることで、ホロン普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場の上場廃止基準に従い2022年3月30日付で上場廃止となり、当社（本吸収分割効力発生後の持株会社）のみが上場を継続する形になるため解消されることになります。

また、上記のとおり、2018年に両社は親子会社関係となり、主に技術面での交流を図ってまいりましたが、両社は、本経営統合によって技術面に留まらないシナジーの発揮が期待できるという判断に至りました。本経営統合による具体的なシナジ

一は、現時点においては以下を想定しております。

① 当社とホロンの技術融合による次世代検査装置の開発

当社の高電圧電源装置技術や電子ビームの鏡筒技術をはじめとする要素技術をホロンの装置に組み込むことで、高安定計測と高速性を追求した、競争力の極めて高い次世代検査装置の開発を推進することが可能となります。

② 当社グループの購買機能の活用によるコストダウン

当社グループが保有する購買機能や購買情報を共有化することにより、ホロンの素材、部品の調達コスト及び輸送コストの削減を図ることが可能となります。

③ 当社グループ生産設備の活用による生産性向上

当社グループが保有する生産設備を将来的に有効活用することで、従来ホロンが外注していた重要部品の内製化を行い、従来の製造リードタイムの短縮と品質、利益率向上、ひいてはホロンの生産性向上を図ることが可能となります。

④ 当社が保有する海外拠点の活用

当社が海外に有する販売拠点をサービス拠点として活用することにより、ホロンの顧客に対するアフターケアを充実させることで、売上・利益の増大を目指すことができると考えられます。なかでも米国の当社販売拠点を通じてホロンの顧客へのアフターケアを充実させることが、顧客のリピート率の向上を図ることが可能と考えられます。

(2) 本経営統合の概要

本経営統合は、①当社を株式交換完全親会社とし、ホロンを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社が、ホロン普通株式を保有する株主（ただし、当社を除きます。）からその保有する全てのホロン普通株式を取得し、ホロンは当社の完全子会社になり、②当社が、本株式交換の効力が発生していることを条件として、当社の完全子会社である株式会社エー・アンド・デイ分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）に対して、グループ経営管理事業及び資産管理事業を除く当社の営む一切の事業（以下「本承継事業」といいます。）を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにより、当社の本承継事業に

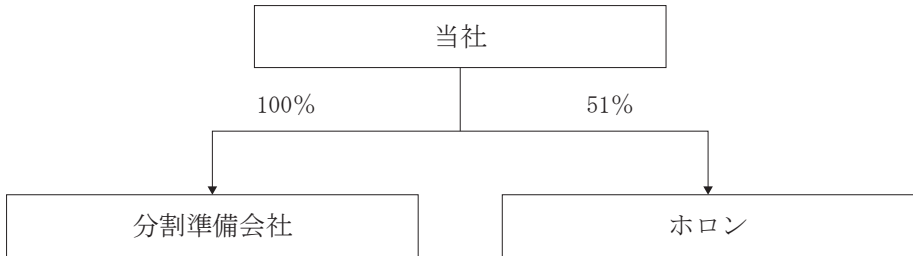
関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、当社がグループ経営管理事業及び資産管理事業を行う持株会社となることにより行います。

本経営統合に伴い、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生していることを条件として、当社は、商号を「株式会社A&Dホロンホールディングス」に変更し、分割準備会社は、商号を「株式会社エー・アンド・デイ」に変更します。

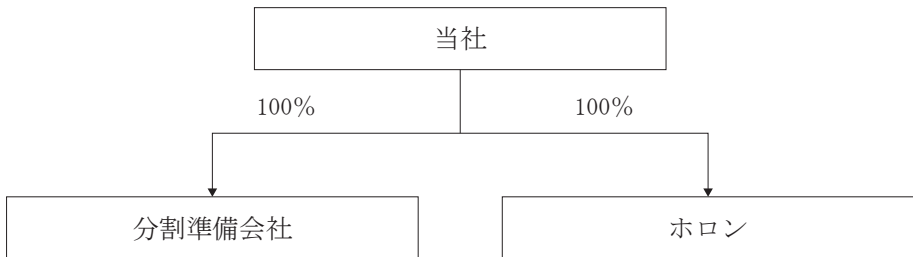
なお、当社は、商号を「株式会社A&Dホロンホールディングス」に変更した後も、当社の現在の証券コード（7745）で上場を継続する予定です。また、ホロン普通株式は、本株式交換により、本効力発生日（2022年4月1日予定）に先立つ2022年3月30日付で、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、上場廃止（最終売買日は2022年3月29日）となる予定です。

① 本経営統合のストラクチャー（概略図）

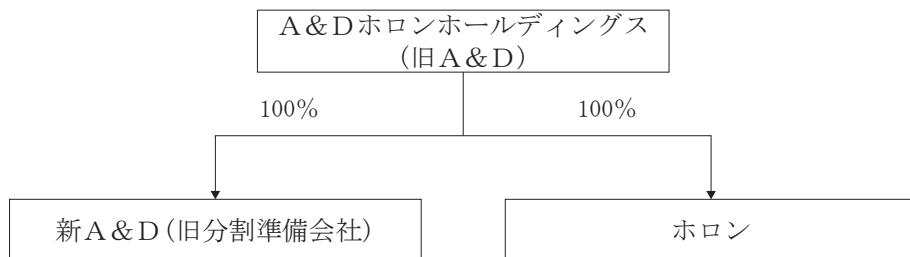
イ. 現状（分割準備会社設立後）（2021年12月15日）



ロ. 本株式交換の効力発生後



ハ. 本吸収分割の効力発生後



② 当社及び分割準備会社の商号変更及びその他の定款の一部変更

当社は、本効力発生日付で、本吸収分割の効力が発生していることを条件として、その商号を「株式会社A & D ホロンホールディングス」に変更すること及び事業目的を持株会社に合致した目的に変更することを含む定款の一部変更を行う予定です。

なお、分割準備会社は、本吸収分割の効力が発生していることを条件として、本効力発生日付で、その商号を「株式会社エー・アンド・デイ」に変更する予定です。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びホロンが2021年11月29日付で締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社エー・アンド・デイ（以下「甲」という。）及び株式会社ホロン（以下「乙」という。）は、2021年11月29日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社エー・アンド・デイ
（住所）東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社ホロン
（住所）東京都立川市上砂町五丁目40番地の1

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に3.60を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式3.60株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い

処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。

第7条（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

1. 甲は、2022年3月31日を基準日として、1株当たり15円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2022年3月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前各項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならないものとし、かつ、本契約締結日後、本効力発生日より前の日のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未滿株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約締結日から本効力発生日までの間、前条及び第10条に定める事項を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い又は行わせるものとし、かつ自己の財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換

の実行若しくは本株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（乙の自己株式の消却）

乙は、第6条に定める乙の株主総会の決議による承認を得られた場合、本効力発生日の前日までに実施する乙の取締役会決議により、乙が基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全てを、基準時をもって消却する。

第10条（その他の組織再編）

甲及び乙は、甲が本契約締結日後速やかに甲の完全子会社として設立する予定の株式会社（以下「丙」という。）との間で甲を吸収分割会社、丙を吸収分割承継会社とし、甲がグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く甲の営む一切の事業に関して有する権利義務を丙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年4月1日を効力発生日として、本株式交換の効力が発生していることを条件として本吸収分割を行う予定であることを確認する。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本株式交換及び本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、国内外の法令等に定める本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年11月29日

甲： 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役社長 森 島 泰 信 ㊟

乙： 東京都立川市上砂町五丁目40番地の1
株式会社ホロン
代表取締役社長 張 皓 ㊟

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結に際して、以下のとおり、対価の総数及び割当ては相当であると判断いたしました。また、当社はその後においてもかかる判断に重要な影響を与える事由は生じていないと判断しております。

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ホロン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	3.60
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：6,743,808株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ホロン普通株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）3.60株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換にかかる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により当社がホロン普通株式（ただし、当社が保有するホロン普通株式を除きます。）の全てを取得する時点（以下「基準時」といいます。）の直前時のホロンの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するホロン普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社普通株式を交付する予定です。なお、交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式1,500,000株を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

なお、ホロンは、本効力発生日の前日までに開催するホロンの取締役会の決議により、基準時の直前時においてホロンが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、実際に当社が割当て交付する株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、単元（100株）未満の当社普通株式の割当てを受けるホロンの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるホロンの株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる当社の単元未満株式と合わせて1単元

(100株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるホロンの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

② 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びホロンは、本株式交換に用いられる上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社埼玉りそな銀行を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。))を選定いたしました。ホロンは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。))を選定いたしました。

当社においては、下記⑤「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるブルータスから2021年11月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書及びフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。))、森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

ホロンにおいては、下記⑤「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから2021年11月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、支配株主である当社との間で利害関係を有しないメンバーで構成される特別委員会(詳細については、下記⑥「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。))から2021年11月26日付で受領した答申書を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、ホロンの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、当社及びホロンは、両社それぞれが相手方に対して実施したデ

ュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、2021年11月29日付の両社の取締役会決議により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で合意の上、変更されることがあります。

③ 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の算定機関であるプルータス及びホロンの算定機関である山田コンサルは、いずれも当社及びホロンから独立した算定機関であり、当社及びホロンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

プルータスは、当社普通株式及びホロン普通株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、両社ともに比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用して算定を行いました。

当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	3.03～3.17
DCF法	1.05～4.30
類似会社比較法	1.12～3.53

市場株価法では、両社について2021年11月26日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部又はJASDAQスタンダード市場における両社株式それぞれの

算定基準日の終値、並びに算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しております。

なお、ブルータスがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測について、大幅な増減益は含まれておりません。一方で、ホロンの財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、半導体市場における部品・部材調達不足の影響による納期の変動を織り込んでいるため、前年度と比較して営業利益が約97%増益となることを見込んでおります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、当社は、2021年11月26日、ブルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社及びホロンが作成した事業計画及び両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、当社にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、ブルータスが、両社から、事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両社への質疑応答、ブルータスが必要と認めた範囲内での両社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにブルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております（注1）。

(注1) ブルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる上記株式交換比率の算定を行うに際して、当社及びホロンから提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、ブルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及び当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及び当社の関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、ブルータスは、倒産、支払停止又はそ

れらに類似する事項に関する適用法令の下での両社及び当社の関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

ブルータスは、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社及びホロンの事業計画その他の資料は、両社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

ブルータスは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、当社の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、ブルータスは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両社の想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。ブルータスは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。ブルータスは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。ブルータスは、当社より提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率が当社にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにブルータスに供され又はブルータスが入手した情報に基づいて、その作成日時における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータスは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が当社にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆さまに対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する当社の取締役会における経営意思決定の判断の基礎資料として使用することを目的としてブルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

山田コンサルは、当社及びホロンについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、当社及びホロンと比較可能な上場会社が複

数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用いて算定いたしました。市場株価法においては、2021年11月26日を算定基準日として、当社については、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用し、ホロンについては、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮したうえで、6.30%~7.70%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2025年3月以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%~0.25%、Exitマルチプルは4.62倍~5.62倍をそれぞれ採用しております。ホロンについては、ホロンが作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮したうえで、8.20%~10.02%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2025年3月以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%~0.25%、Exitマルチプルは8.70倍~9.70倍をそれぞれ採用しております。

なお、山田コンサルがDCF法による分析に用いた当社の利益計画については、大幅な増減益は含まれておりません。

また、山田コンサルがDCF法による分析に用いたホロンの利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、半導体市場における部品・部材調達不足の影響による納期の変動を織り込んでいるため、前年度と比較して営業利益が約97%増益することを見込んでおります。

最後に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む類似上場企業として、株式会社チノー、東亜ディーケーケー株式会社、IMV株式会社、日本光電工業株式会社及びフクダ電子株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率（EV/EBITDA倍率）を用いて、当社の株式価値を算定し、ホロンと比較的類似する事業を営む類似上場企業として、株式会社ブイ・テクノロジー、

株式会社日本マイクロニクス、株式会社テセック及び株式会社アドバンテストを選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率（EV/EBITDA倍率）を用いて、ホロンの株式価値を算定しております。

なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。各評価方法によるホロン1株に対する当社普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	2.51～3.76
DCF法	1.71～4.48
類似会社比較法	1.39～1.95

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2021年11月26日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

④ 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、本効力発生日（2022年4月1日予定）をもって、ホロンは当社の完全子会社となり、ホロン普通株式は東京証券取引所JASDAQスタンダード市場の上場廃止基準に従い、2022年3月30日付で上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、ホロン普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりホロンの株主の皆様にご割当てられる当社普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本効力発生日以後も、金融商品取引市場での取引が可能です。

したがって、本株式交換により当社普通株式の単元株式数である100株以上の当社普通株式の割当てを受けるホロンの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満の普通株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、当社普通株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、100株未満の当社普通株式の割当てを受けるホロンの株主の皆様においては、本株式交換により当社の単元未満株主となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主の皆様のご希望により、当社における単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記3.(1)①(注3)「単元未満株式の取り扱いについて」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における取り扱いの詳細については、上記3.(1)①(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、ホロンの株主の皆様は、最終売買日である2022年3月29日(予定)までは、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、その保有するホロン普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

⑤ 公正性を担保するための措置

当社及びホロンは、当社が、既にホロン普通株式1,950,100株(2021年9月30日現在の発行済株式総数3,823,900株からホロンの自己株式数520株を控除した株式数(3,823,380株)に占める割合にして51.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有しており、ホロンが当社の連結子会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

ア. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、第三者算定機関であるプルータスを選定し、2021年11月26日付で、本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。また、当社は、プルータスから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。株式交換比率算定書の概要及び本フェアネス・オピニオンについては、上記3.（1）③「算定に関する事項」をご参照ください。一方、ホロンは、第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2021年11月26日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。算定報告書の概要については、上記3.（1）③「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ホロンは、山田コンサルから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当社は森・濱田松本法律事務所を、ホロンはアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、各々本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、当社及びホロンから独立しており、当社及びホロンとの間に重要な利害関係を有していません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

ホロンは、当社が、既にホロン普通株式1,950,100株（2021年9月30日現在の発行済株式総数3,823,900株からホロンの自己株式数520株を控除した株式数（3,823,380株）に占める割合にして51.00%）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

ア. ホロンにおける、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

ホロンは2021年9月15日に当社から本経営統合の提案を受けたことを受け、2021年9月28日に開催された取締役会の決議により、本経営統合に関し、ホロンの意思決定に慎重を期し、ホロン取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、ホロン取締役会に

において本経営統合を行う旨の決定をすることがホロンの少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており、支配株主である当社及びホロンとの間で利害関係がなく、ホロンの社外役員としてホロンの事業内容や経営課題等について相当程度の知見がある者として、本経営統合の検討を行う適格性を有すると判断された井上脩二氏（ホロン社外取締役）及び齊藤秀一氏（ホロン社外監査役）、並びに支配株主である当社及びホロンとの間で利害関係がなく、M&A業務に携わる専門家として本経営統合の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。高橋明人氏は長年に亘り企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有することから、長谷川臣介氏は公認会計士としての経験を通じて培った財務及び会計に関する知見を有することから、また、両名とも他類似案件において特別委員会の委員を務めた経験を有することから、それぞれ社外有識者として本特別委員会の委員に選定いたしました。なお、ホロンは、当初からこの4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬又は時間制の報酬を支払うものとされております。

その上で、ホロンは、本経営統合を検討するにあたり、本特別委員会に対し、(a)本経営統合の目的は合理的と認められるか（本経営統合がホロンの企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか、(c)本経営統合において、公正な手続を通じたホロンの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び(d)上記(a)から(c)のほか、本経営統合は少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、ホロンは本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会をホロン取締役会から独立した合議体と位置付け、本経営統合に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が本経営統合の

目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には、本経営統合に賛同しないことといたしました。さらに、ホロンは、本特別委員会の設置に係るホロン取締役会において、本特別委員会に対して、(i)本経営統合に係る取引条件等について当社と交渉を行う権限、(ii)ホロンが選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー）を承認する権限、(iii)必要に応じ、ホロンの費用負担において、特別委員会独自のアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー、その他のアドバイザー）を選任する権限、(iv)ホロンのアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー）に専門的助言を求める権限、及び(v)情報取得権限（ホロンの役職員及び当社に必要な情報の提供を求める権限）を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年10月8日に開催された第1回の特別委員会において、各委員の独立性を改めて確認した上で、委員長として井上脩二氏を選任し、また、ホロンにおいて、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業をそれぞれ選任することを承認し、本経営統合に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。なお、本特別委員会は、本経営統合に係る検討、交渉及び判断に関与するホロンの取締役につき、当社との間での利害関係の観点から問題がないことについても確認しております。本特別委員会は、2021年10月8日から2021年11月28日までの間に、委員会を合計9回開催したほか、ホロン事務局や各アドバイザー等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項を慎重に検討いたしました。本特別委員会は、かかる検討にあたり、当社に対してインタビューを実施し、当社グループにおけるホロンの位置付け、本経営統合の検討経緯、本経営統合の目的及び本経営統合後に想定される施策の内容、本経営統合のメリット・デメリット、本経営統合のスキーム、本経営統合後の事業運営、役員体制及びガバナンス体制等について確認いたしました。また、特別委員会は、ホロンの経営陣との間で、本経営統合の目的、本経営統合の検討経緯、ホロンを取り巻く事業環境・経営課題、本経営統合後に想定される施策の内容、本経営統合のメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となるホロンの事業計画の策定手続及び内容等について質疑応答を行っており、また、山田コンサルから、株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株

式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明や当社との交渉状況の報告を受けた上で、当社に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うなどして、当社との間の株式交換比率の交渉に参画しております。本特別委員会は、また、ホロンのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、本経営統合の手続面における公正性を担保するための措置並びに本経営統合に係るホロンの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受けております。加えて、ホロンは、税理士法人山田&パートナーズ（以下「山田&パートナーズ」といいます。）に対して、当社に対する財務及び税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、山田&パートナーズの結果について説明を受けております。なお、本特別委員会は山田&パートナーズが当社及びホロンの間に重要な利害関係を有しないことについても確認しております。

さらに、本特別委員会は、ホロン事務局や各アドバイザー等から提出された本経営統合に係る関連資料等により、本経営統合に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、当社とホロンとの間における本経営統合に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方法等について協議を行い、ホロンに意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(A)ホロン及び当社がその事業子会社となるような共同持株会社体制に移行する経営統合（以下「本取引」といいます。）の目的は合理的と認められる（本取引はホロンの企業価値向上に資するものである）旨、(B)本株式交換比率の妥当性は確保されている旨、(C)本取引において、公正な手続を通じたホロンの株主の利益への十分な配慮がなされている旨、及び、(D)本取引はホロンの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を、2021年11月26日付で、ホロンの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

① 答申内容

i. 本経営統合の目的は合理的と認められる（本経営統合がホロンの企業価値向上に資するものである）と考える。

ii. 本株式交換比率は妥当なものと考えられ、本経営統合の条件の妥当性が確保されていると考える。

iii. 本経営統合において、公正な手続を通じたホロンの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考える。

iv. 上記 i. から iii. を含めた本経営統合に係る状況を踏まえれば、ホロン取締役会が本経営統合の一環として実施される本株式交換契約の締結について決定することは、ホロンの少数株主にとって不利益でないと考え。なお本経営統合は、ホロンと当社という異なる事業内容の二社において、持株会社体制への移行を伴う形で経営統合を目指すものであり、本経営統合の結果、ホロンの少数株主はホロン普通株式に代わり持株会社の株式を保有する予定とされている。このようにホロンの少数株主が保有する株式の内容が大きく変わり得ることから、本株式交換はホロンにおいて臨時株主総会を開催して株主（特に少数株主）の承認を受けた上で実施される予定となっている。かかる臨時株主総会はホロンの少数株主の意向を確認、尊重するための重要な手続であるところ、ホロンの少数株主が本株式交換について適切な判断ができるよう十分な情報が提供されるとともに、株主総会における決議など所定の手続がいずれも適切、適法に実施されるべきものとする。

② 答申理由

i. 「本経営統合の目的は合理的と認められるか（本経営統合がホロンの企業価値向上に資するかを含む。）」について

ホロンらから説明を受けた「(a) 本経営統合の目的及び必要性・背景事情」、並びに「(b) 本株式交換を通じて実施される本経営統合のメリット」について、ホロンの現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであると考えられること。特に、昨今、当社及びホロンの事業環境がそれぞれ大きく変化しているとの認識を前提に、かかる事業環境の変化に対して両社が適切に対応し、両社の持続的な発展を実現するために、両社の経営資源を有効活用して企業価値を向上させる方法を協議・検討したとの点、その結果として、両社が、それぞれの顧客との良好な関係を維持するとともに、お互いの企業文化や独立性を保ちつつ、両社の重複する業務はできる限り効率的に集約できる経営

体制を構築することが、両社を含むグループ全体の企業価値向上に寄与するものとの判断したとの点、さらに当該経営体制の構築のための手法を慎重に検討した結果として、持株会社のもと各事業会社がそれぞれの事業会社としての機能を保持する本経営統合を行うことが適切であると考えに至ったとの点は、いずれも十分に合理的な経営判断であると言えること。

上記(a)及び(b)について、ホロンの属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すると考えられること。

同じく上記(a)及び(b)について、ホロンにおける将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられること。具体的には、「(1) グループ戦略機能の強化」、「(2) グループ経営資源の有効活用」及び「(3) 利害関係者の価値最大化」の実現を企図した上で、想定される個別のシナジーとして、「(A) 当社とホロンの技術融合による次世代検査装置の開発」、「(B) 当社グループの購買機能の活用によるコストダウン」、「(C) 当社グループ生産設備の活用による生産性向上」及び「(D) 当社が保有する海外拠点の活用」が考えられるとの点は、いずれもホロンにおける中長期的な事業強化への取組み及び企業価値の向上等将来を見据えて講じる施策として合理的なものであると言えること。

ホロンと当社との間で、ホロンの属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本経営統合の必要性及びメリットの検討を行っていると言えること。ホロンらから説明を受けたホロンの今後の事業見通し及び成長見通し並びに本経営統合後に実施を検討している施策等について、ホロンの事業内容及び経営状況を前提とした上で、当社の経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないこと。具体的には、ホロンを取り巻く半導体市場環境としては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、世界的なPCやタブレット端末の需要増加、クラウドサービス等のインフラにかかる設備投資需要の高まり等から、一層の事業拡大のチャンスを迎えていると認識しているとの点、また、今後においての微細化技術の高度化のため、半導体製造装置(EUV露光)の高度化に対応していく必要があり、一層高度な技術が求められ、次世代機の開発に向けた研究開発をさらに推し進める必要が生じているところ、そのような環境下において、本経営統合を行うことで、人材交流の促進等による人材配置の最適化、これを通じた経営資源の成長が見込める事業分野や事業会社への集中、両社の技術融合による次世代機への対応、海外拠点活用によるアフターケアの充実などが従来以上に期待できるとの判断は、いずれも合

理的なものと考えられること。

ii. 「本経営統合の条件（株式交換が実施される場合には、株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか」について

本経営統合の一環として実施が予定されている本株式交換は、前記i. 中の(a)及び(b)に関する具体的な内容として列記した各事情のもとで当社とホロンにおける持株会社体制への移行を目的とするものであるところ、本株式交換を通じて当社を株式交換完全親会社、ホロンを株式交換完全子会社とする形でのホロン完全子会社化の実施を目指すこと、またホロンの株主に対して当社の株式を割り当てることは、いずれも当該目的に沿うものと考えられ、ホロンが本経営統合において株式交換の手続を選択すること、またその対価を当社の株式とすることは、いずれも妥当なものと考えられること。

ホロンにおいて、本経営統合の条件、とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、株式交換比率の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式交換比率に関する算定書を取得した上で、当該株式交換比率算定書を参考としていること。当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は、半導体製造装置セグメントに位置するホロンの状況と、計測・精密機器セグメントに位置する当社の状況を踏まえたもので、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること。

上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっているホロンの事業計画の内容に関するホロン及び第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、ホロンの事業計画の作成経緯及びホロンの現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること。

これらを踏まえ、当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること。

また、当該株式交換比率算定書を基礎としてホロンにおいても本経営統合の必要性及びメリット、ホロンの今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本株式交換比率の検討を行ってきたと言えること。

ホロンにおいて、経験豊富なリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関（兼

ファイナンシャル・アドバイザー)を起用し、本株式交換比率を含む本経営統合全般の条件交渉に関する助言を得ていると言えること。

本経営統合の一環として、ホロンにおける手続として会社法の定める株式交換の手続が実施される予定であるところ、株式交換を含む所定の組織再編に関連する少数株主(一般株主)の権利保護を目的とした会社法上の規定として、当該組織再編に反対する株主(いわゆる反対株主)は、当該株主が有する株式を公正な価格で買取することをホロンに対して請求する権利(すなわち株式買取請求権)が認められていること。この買取価格について、一定の期間内にホロンとの間で協議が調わない場合には、当該株主(及びホロン)は、公正な価格の決定を求めて裁判所に対して所定の申立てを行うことが可能であること。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、ホロンの少数株主(一般株主)においては、上記の手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること。

これらのホロンにおける対応は、本経営統合の条件とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関するホロンの判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること。

以上の通り、今般ホロンにて決議が予定されている本株式交換比率は、合理的な算定を踏まえて検討、決定、合意されたものと言え、本株式交換比率の妥当性が認められるものと考えられ、またこれにより本経営統合の条件の妥当性も確保されるものと考えられる。

iii. 「本経営統合において、公正な手続を通じたホロンの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか」について

ホロンは本経営統合への対応を検討するに当たり、ホロンにおける検討及び意思決定の過程に対する当社の影響を排除するべく、ホロン及び当社のいずれからも独立した本特別委員会を設置していること。

本特別委員会の委員全4名の半数である2名はそれぞれホロンの社外取締役及び社外監査役であり、残る2名は外部の専門家である弁護士及び公認会計士であること。

さらに当該社外取締役が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること。

ホロンは、本経営統合への対応を検討するに当たり、本経営統合の条件とりわ

け本株式交換比率の公正性を確保すべく、株式交換比率に係る算定を、ホロン及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルへ依頼した上で、株式交換比率算定書を取得していること、また山田コンサルの上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること。

また本経営統合に関する法的助言を得るべく、ホロン及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること。

今般の本経営統合において、当社はホロン普通株式の過半を保有する筆頭株主であり、本株式交換はホロンにとって支配株主との重要な取引等に該当するものであることから、構造的かつ類型的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、ホロンにおいては、上記の体制のもと、本経営統合についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、ホロンから当社に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言えること。

ホロンと当社との間の協議及び交渉の方針に関して、ホロンから本特別委員会に対して具体的な協議及び交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該協議及び交渉方針の下に当社との交渉が進められたこと。

ホロンと当社との協議及び交渉の具体的な進捗状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に株式交換比率に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会からホロンに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本経営統合の条件とりわけ株式交換比率の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること。

その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、ホロンにおいて全般的な検証を重ねた上で、当社との複数回に及ぶ協議、交渉を経て株式交換比率に関して、今般取締役会決議が予定されている比率についての最終的な調整が進められたこと。

その後、最終的にホロンと当社との間において株式交換比率を含む本経営統合

の条件について合意するに至り、ホロンにおいて、当該合意された比率をもって、取締役会で決議を予定している本株式交換比率となったこと。

利害関係を有するホロン取締役について、意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高めるために、ホロンにおける本経営統合の実質的な検討（但し、当社からの本提案に先立つホロンにおける初期的な検討を除く。）に加わっておらず、今後開催される本経営統合に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言えること。

以上のとおり、本経営統合の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じたホロン株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること。

iv. 「上記 i. から iii. のほか、本経営統合は少数株主にとって不利益でないと考えられるか」について

上記 i. から iii. まではにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本株式交換を含む本経営統合がホロンの少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従ってホロン取締役会が本経営統合の一環として実施される本株式交換契約の締結について決定することは、ホロンの少数株主にとって不利益でないとする。

なお、上記のとおり、本経営統合の実施に際しては、ホロンの少数株主の適切な判断確保に努められたい。

イ. ホロンにおける、利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本経営統合に関する議案を決議した2021年11月29日開催のホロンの取締役会においては、ホロンの取締役7名のうち、張皓氏は当社の取締役を兼務し、また、西島和弘氏及び澤良木宏氏は当社の従業員であるため、利益相反を回避する観点から、張皓氏、西島和弘氏及び澤良木宏氏を除く他の4名の取締役で審議し全員の賛成により決議しております。なお、利益相反を回避する観点から、西島和弘氏及び澤良木宏氏は、ホロンの立場で本経営統合に係る検討、協議及び交渉に参加しておりません。また、張皓氏は、上記1.(1)「本経営統合の背景及び目的等」に記載のとおり、2021年5月上旬から断続的に行われていた当社との初期的な協議の開始後、2021年6月24日開催の定時株主総会決議

による当社の取締役への就任後もホロンの立場において同協議を継続しておりましたが、本提案以降はホロンの立場で本経営統合に係る検討、協議及び交渉に参加していません。さらに、張皓氏、西島和弘氏及び澤良木宏氏を除き、いずれのホロンの取締役も、直近5年間において、当社又はその子会社若しくは関連会社（ホロンを除きます。）の役職員ではありません。なお、2021年6月24日開催の定時株主総会の終結時をもってホロンの取締役を退任した池端整氏は、当社の従業員ではありますが、ホロンの取締役退任後は、ホロンの立場で本経営統合に係る検討、協議及び交渉に参加していません。

また、上記の取締役会には当社との間で利害関係を有しない監査役3名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、当社が適当に定めます。かかる内容は、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり相当であると判断しております。

(3) 新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式交換において株式交換完全子会社となるホロンは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) ホロンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ホロンの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.aandd.co.jp/>）において掲載しております。

(5) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

当社は、2021年12月15日付で、分割準備会社を設立いたしました。

また、当社は、分割準備会社との間で、2021年12月21日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結しました。本吸

収分割は、本臨時株主総会において、第2号議案「吸収分割契約承認の件」のご承認を得た上、本株式交換の効力が発生していることを条件として行う予定です。詳細につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」をご覧ください。

② ホロン

該当事項はありません。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、2021年11月29日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、本株式交換の効力が発生していることを条件として、分割準備会社との間で本吸収分割を行うことを決定し、2021年12月21日開催の取締役会において、分割準備会社との間で本吸収分割契約を締結することを決議し、同日、本吸収分割契約を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、本吸収分割は、本経営統合のための一連の取引の一環として実施されるものであり、第1号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び本株式交換の効力が生じていることを条件として、その効力を生じるものとします。

1. 本吸収分割を行う理由

第1号議案「株式交換契約承認の件」1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおりであります。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

当社及び分割準備会社が2021年12月21日付で締結した本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社エー・アンド・デイ（以下「甲」という。）及び株式会社エー・アンド・デイ分割準備会社（以下「乙」という。）は、2021年12月21日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、グループ経営管理事業及び資産管理事業を除く甲が営む一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社エー・アンド・デイ（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「株式会社A&Dホロンホールディングス」に商号変更予定。）

（住所）東京都豊島区東池袋三丁目23番14号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）株式会社エー・アンド・デイ分割準備会社（但し、本効力発生日付で「株式会社エー・アンド・デイ」に商号変更予定。）

（住所）東京都豊島区東池袋三丁目23番14号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。但し、甲と乙の間においては、乙が当該承継する債務の全部を負担し、当該承継する債務について甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際し、乙の普通株式225,000株を発行し、承継対象権利義務に代わる対価として、その全てを甲に対して割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（その他の組織再編）

甲及び乙は、甲が株式会社ホロン（住所：東京都立川市上砂町五丁目40番地の1。以下「ホロン」という。）との間で、2022年4月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、ホロンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う予定であることを確認する。

第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本吸収分割及び本契約の効力）

1. 本吸収分割は、本効力発生日において、本株式交換が効力を生じていることを条件として、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条に定める株主総会の決議による承認を得られなかったとき、国内外の法令等に定める本吸収分割を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年12月21日

甲： 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役 森 島 泰 信 ㊞

乙： 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ分割準備会社
代表取締役 森 島 泰 信 ㊞

承継対象権利義務明細

本効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年9月30日の終了時点の甲の貸借対照表その他同時点の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が有している本事業に係る一切の資産。但し、次の各号に掲げる資産を除く。なお、乙及びホロンの株式（これらに基づき発生する剰余金配当請求権その他の権利を含む。）、その他甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業のために専ら使用する資産は承継対象に含まれない。

- (1) 甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業の運営のために必要な現預金
- (2) 土地、建物及び構築物（これらに附帯又は関連する機械装置、工具器具備品、その他の資産を含む。）
- (3) 甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業の運営のために必要なリース資産及びソフトウェア
- (4) 甲の商号及びロゴマークに係る商標権
- (5) 保険、利息及びシステム保守料に関する前払費用
- (6) 保険積立金
- (7) 電話加入権
- (8) 投資有価証券（これに基づき発生する剰余金配当請求権その他の権利を含む。）
- (9) ゴルフ会員権

2. 債務

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が負担している本事業に係る一切の債務のうち、法令上承継が可能なもの。但し、次の各号に掲げる債務を除く。

- (1) 租税債務
- (2) 未払配当金債務

- (3) 本株式交換又は本吸収分割の実行に関して甲の現在又は過去の株主に対して負うこととなる債務
- (4) 借入金
- (5) 社債
- (6) 社会保険料に係る未払債務
- (7) 未払利息
- (8) 甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業に関連する未払債務及び未払費用
- (9) 甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業に関連するリース債務
- (10) 役員株式給付引当金
- (11) 前各号に掲げるほか、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業に関連して生じた債務

3. 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲が当事者となっている本事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 甲の取締役及び監査役との間で締結した契約
- (2) 甲の会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 甲の株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (4) 金融機関等との間で締結した甲の株式事務のための契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及び上場により生ずる業務に関連して締結した契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 甲の役員を対象とする会社役員等賠償責任保険その他保険に関する契約（これに附帯 又は関連する契約を含む。）
- (7) 甲が派遣先となっている労働者派遣契約のうち、本効力発生日後、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業に携わる予定の派遣労働者に係るもの
- (8) 甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業のために締結した契約

(9) 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

4. 雇用契約及び労働協約

- (1) 本効力発生日の前日の終了時点における全ての従業員との雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。
- (2) 本効力発生日の前日の終了時点において甲がエー・アンド・デイ労働組合との間で締結している労働協約のうち、労働組合法第16条に定める基準以外の部分の全て。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において甲が本事業に関して有する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上本吸収分割により承継することが可能なものの一切。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

分割準備会社は、本吸収分割に際し、分割準備会社の普通株式225,000株を発行し、その全てを当社に割当交付します。当社に対して交付される株式の数につきましては、分割準備会社が当社の完全子会社であることを踏まえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、本吸収分割によるその取扱いの変更はありません。また、当社は新株予約権付社債を発行していません。

(3) 分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

分割準備会社の第1期事業年度は、会社成立の日である2021年12月15日より2022年3月31日までであり、本書類作成現在、第1期の事業年度を終了していませんので、第1期事業年度に関する計算書類等は作成していません。以下に分割準備会社の成立の日の貸借対照表を記載しております。

貸借対照表

(2021年12月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	100	流 動 負 債	0
現 金 及 び 預 金	100	固 定 負 債	0
固 定 資 産	0	負 債 合 計	0
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	100
		資 本 金	50
		資 本 準 備 金	50
		純 資 産 合 計	100
資 産 合 計	100	負 債 及 び 純 資 産 合 計	100

(4) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日（分割準備会社については同社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

当社は、ホロンとの間で、2021年11月29日付で、本株式交換契約を締結しました。本株式交換は、本臨時株主総会において、第1号議案「株式交換契約承認の件」のご承認を得て行う予定です。詳細につきましては、第1号議案「株式交換

契約承認の件」をご覧ください。

また、当社は、2021年12月15日付で、分割準備会社を設立いたしました。

② 分割準備会社

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は本経営統合による持株会社体制への移行に伴い、商号を変更し、事業目的を持株会社に合致した目的に変更するものであります。

なお、本議案における定款変更については、第1号議案「株式交換契約承認の件」及び第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること並びに本株式交換及び本吸収分割の効力が生じていることを条件として、2022年4月1日をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

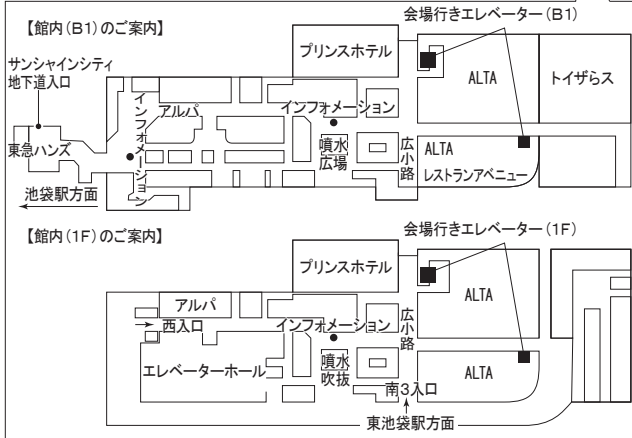
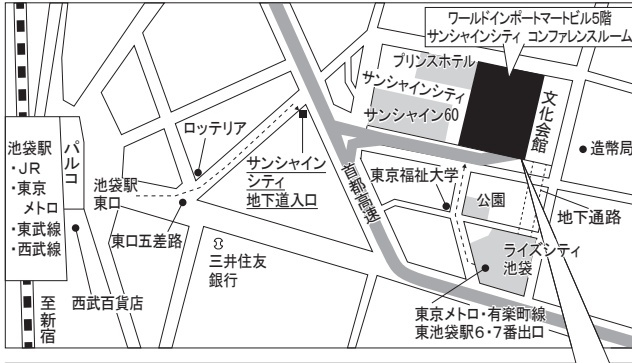
(下線部分は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社エー・アンド・デイ (英文では <u>A&D Company, Limited</u>) と称する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社A&Dホロンホール <u>ディングス</u> (英文では <u>A&D HOLON Holdings</u> <u>Company, Limited</u>) と称する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的と する。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに <u>国内外において次の事業を営む会社の株式または</u> <u>事業体の持分を取得・所有することにより当</u> <u>該会社又は事業体の事業活動を支配・管理する</u> <u>ことを目的とする。</u>
(1) 電子応用機器の設計製造販売 (2) 電気計測器の設計製造販売 (3) 計量器の設計製造販売および検定 (4) デジタル血圧計の設計製造販売 (5) 電子医療機器の設計製造販売 (6) 各種健康機器の設計製造販売 (7) 前各号の機械器具・計測器・計量器および これらの部品の輸出入ならびに販売 (8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理 (9) 前各号に付帯する一切の業務	(1) 電子応用機器の設計製造販売 (2) 電気計測器の設計製造販売 (3) 計量器の設計製造販売および検定 (4) デジタル血圧計の設計製造販売 (5) 電子医療機器の設計製造販売 (6) 各種健康機器の設計製造販売 (7) 前各号の機械器具・計測器・計量器および これらの部品の輸出入ならびに販売 (8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理 (9) 前各号に付帯する一切の業務
第3条～第48条 (条文省略)	第3条～第48条 (現行どおり)

以上

会場のご案内

会場：東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
 サンシャインシティ ワールドインポートマート
 5階コンファレンスルーム ルーム4



- JRご利用の方は
池袋駅東口下車 徒歩10分
- 地下鉄ご利用の方は
有楽町線東池袋駅下車6・7番出口 徒歩3分